

第8章

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

地域のシンボルとして親しまれている建造物（建築物及び工作物）や樹木は、個性豊かで魅力的な景観づくりに大きな役割を果たしています。

市では、地域のシンボルとなる景観資源を保全するため、これまで独自に取り組んできた建造物や樹木の保全の取り組みと連携を図りつつ、景観法による景観重要建造物・景観重要樹木制度を活用していきます。

1. 景観重要建造物の指定の方針

これまで、学術上特に価値の高い建造物は、文化財保護法や、県や市の文化財保護条例により、文化財として保全の措置が講じられてきました。また、市では、「弘前市趣のある建物」指定制度を創設し、文化財には指定されていないものの、弘前市の風情を醸し出している古い建物の保全と活用に努めてきました。

景観法に基づく景観重要建造物制度は、学術的に価値の高い建造物に限らず、景観上の特徴を有する建造物を広く指定することができます。

そこで、景観重要建造物については、文化財や「弘前市趣のある建物」などの登録・指定状況や、所有者の意向を踏まえ、景観上、地域のシンボルとなる建造物を指定していきます。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から、誰もが容易に見ることができて、地域の良好な景観づくりに寄与している建造物のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを指定することとします。

- ・地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけているもの
- ・歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有しているもの
- ・市民に親しまれ、愛され、誇りとなっているもの

(2) 景観重要建造物の指定の手続き

指定の際には、景観審議会などの意見を聞くこととします。

また、所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用などに係る事項を定めることとします。

2. 景観重要樹木の指定の方針

樹木についても、建造物と同様、これまで学術上特に価値の高いものは、文化財保護法や、県や市の文化財保護条例により、天然記念物として保全の措置が講じられてきました。また、市では、「弘前市保存樹木等」の指定制度を創設し、一定規模以上の樹木や樹林などの保全に努めてきました。

景観法に基づく景観重要樹木制度は、学術的に価値の高い樹木に限らず、景観上の特徴を有する樹木を広く指定することができます。

そこで、景観重要樹木については、天然記念物や弘前市保存樹木などの指定状況や、所有者の意向を踏まえ、景観上、地域のシンボルとなる樹木を広く指定していきます。

(1) 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から、誰もが容易に見ることができて、地域の良好な景観づくりに寄与している樹木のうち、以下の基準のいずれかに該当するものを指定することとします。

- ・樹形に特徴があり、地域の景観上の象徴的な存在であるもの
- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、樹木が景観上の特徴を有しているもの
- ・市民に親しまれ、愛され、誇りとなっているもの

(2) 景観重要樹木の指定の手続き

指定の際には、景観審議会などの意見を聞くこととします。

また、所有者又は管理者との十分な協議のもとに、保全・管理・活用などに係る事項を定めることとします。